平成30年1月19日

# 一般国道464号北千葉道路(市川市〜船橋市)に係る 環境影響評価手続の状況等について

#### 1 根 拠

環境影響評価法(平成9年6月13日 法律第81号)

### 2 事業概要

(1) 事業者の名称 : 千葉県(都市計画決定権者)

(2) 事業の種類 : 一般国道の改築の事業 (第一種事業)

(3) 対象事業の規模 : 自動車専用道路(専用部) 4車線 延長約15km

一般国道(一般部) 4 車線 延長約 9 km

(4) 事業実施想定区域:市川市、松戸市、鎌ケ谷市、柏市、白井市、船橋市

### 3 計画段階環境配慮書

送付: 平成30年 1月16日(火) 公告: 平成30年 1月16日(火)

縱覧: 平成30年 1月16日(火)~2月20日(火)

住民等意見提出期限 : 平成30年 2月20日(火) 知事意見提出期限 : 平成30年 3月26日(月) 国土交通大臣意見提出期限 : 平成30年 4月16日(月)

## 4 千葉県環境影響評価委員会に係る審議(計画段階環境配慮書)

(1) 諮問、審議 <u>: 平成30年 1月19日(金)</u>

(2) 答申案審議 : 平成30年 2月16日(金)(予定)